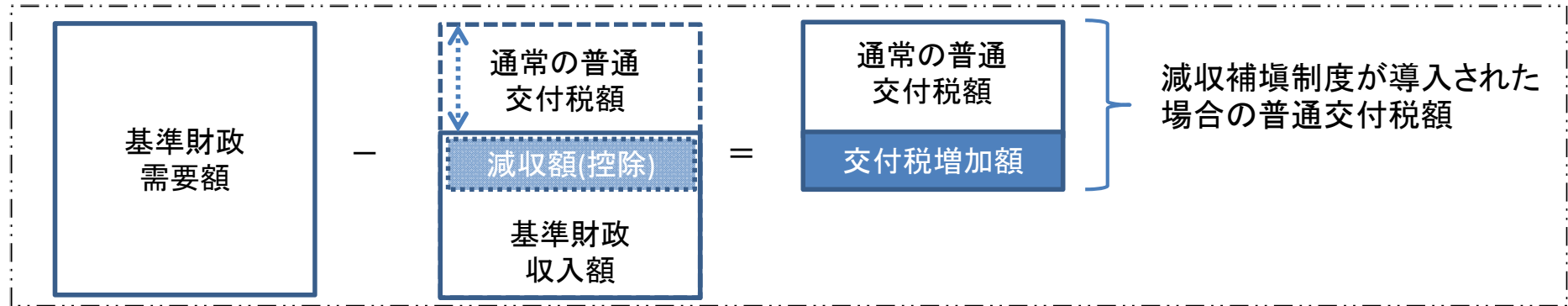


減収補填制度について

減収補填制度の概要

- 基準財政収入額の算定にあたり、地方税法第6条により地方団体が任意で課税免除・不均一課税をした場合の減収については考慮しない(減収を補填しない)ことが原則。
- 個別立法に基づき、企業立地等により地域振興等を図るため、地方団体が課税免除・不均一課税をした場合の減収については、基準財政収入額から控除することにより、当該減収を交付税で補填。

[イメージ]



<対象税目> 事業税、不動産取得税、固定資産税 (事業税、固定資産税については、取得後3年間又は5年間の措置)

<実績> 1. 根拠法律数 : 10法律
2. 平成28年度の減収補填額 : 93億円

減収補填制度の見直し

減収補填制度のうち、平成28年度末に適用期限を迎えるものについて、延長の可否を判断。
あわせて、国税の特例の見直しも参考にしつつ、対象事業を見直し。
また、地域再生法に基づく減収補填について、対象となる地方団体の財政力要件を見直し。

スケジュール

平成29年4月1日 改正省令施行

平成29年度 減収補填制度 各省要望事項に係る改正方針

○ 以下の減収補填制度について、各省からの要望に基づき適用期限の延長等の改正を行う。

	対象税目	適用期限	対応案
山村振興法（農水省）	不動産取得税、固定資産税	H29.3.31	・ <u>適用期限の2年延長</u> （H31.3.31まで）
離島振興法（国交省）	事業税、不動産取得税、固定資産税	H29.3.31	・ <u>適用期限の2年延長</u> （H31.3.31まで）
水特法（国交省）	固定資産税	H29.3.31	・ <u>適用期限の2年延長</u> （H31.3.31まで） ※ H27改正時に、対象区域を「H27.3.31までに水源地域の指定を受けた区域」に限定
半島振興法（国交省）	事業税、不動産取得税、固定資産税	H29.3.31	・ <u>適用期限の2年延長</u> （H31.3.31まで）
奄美振興法（国交省）	事業税、不動産取得税、固定資産税	H29.3.31	・ <u>適用期限の2年延長</u> （H31.3.31まで）
過疎法（総務省）	事業税、不動産取得税、固定資産税	H29.3.31	・ <u>適用期限の2年延長</u> （H31.3.31まで） ※ 対象業種に「農林水産物等販売業」を追加、「情報通信技術利用事業」を除外【法律事項】
原発地域特措法（内閣府）	事業税、不動産取得税、固定資産税	H29.3.31	・ <u>適用期限の2年延長</u> （H31.3.31まで）
沖縄振興法（内閣府）	事業税、不動産取得税、固定資産税	H29.3.31	・ <u>適用期限の2年延長</u> （H31.3.31まで） ・ <u>対象施設から一部施設</u> （体育館、釣り場、遊漁船等利用施設） <u>を除外、宿泊施設の追加は認めない</u>
企業立地促進法（経産省）	不動産取得税、固定資産税	H29.3.31	・ <u>適用期限の1年延長</u> （H30.3.31まで）
地域再生法（内閣府）	事業税（移転型に限る）、 不動産取得税、固定資産税	H30.3.31	・ 拡充型（地方にある企業の本社機能の強化）の対象となる市町村について、 <u>財政力要件を緩和</u> <u>（財政力指数0.63未満→0.74未満）</u>
復興特区法（復興庁） ※震災復興特別交付税で補填	事業税、不動産取得税、固定資産税	H29.3.31	・ <u>適用期限の4年延長</u> （H33.3.31まで）

地域再生法に基づく減収補填制度の改正方針

- 東京一極集中の是正につながる支援を効果的に行うため、内閣府より財政力要件の緩和について要望
- 地域再生法上、拡充型の対象団体が人口概ね10万人以上の市(又は複数市町村による圏域)に限定されていること、財政力要件の緩和により周辺の財政力の弱い団体を含めた圏域全体の税源かん養にもつなぐと考えられることから、拡充型における市町村の財政力要件を緩和

		移転型	拡充型
支援対象		企業の本社機能(※1)の全て又は一部に関する東京23区から地方への移転	地方にある、企業の本社機能(※1)の強化
対象地域の要件		三大都市圏(※2)を除く全ての地域	三大都市圏(※2)を除く地域で、単独又は複数の市町村全体で概ね人口10万人以上の経済圏を構成している等の要件を満たす地域
減収補填	税目	事業税(3年間)、不動産取得税、固定資産税(3年間)	不動産取得税、固定資産税(3年間)
	補填率	事業税 1/2(1年目)、1/4(2年目)、1/8(3年目) 固定資産税 4/4(1年目)、3/4(2年目)、2/4(3年目)	固定資産税 3/3(1年目)、2/3(2年目)、1/3(3年目)
	財政力要件	道府県：財政力指数0.78未満(三大都市圏の平均) 市町村：財政力指数0.90未満(三大都市圏の平均) ※財政力が全国平均以上の団体は補填率を割落とし	道府県：財政力指数0.47未満(都道府県の平均) 市町村：財政力指数0.63未満(全国の市の平均) → 財政力指数0.74未満(三大都市圏を除く10万人以上の市の平均) ※財政力が全国平均以上の団体は補填率を割落とし
	財政力に応じた補填率の割落とし	<p>全国平均 { (道府県) 0.47 (市町村) 0.63 } 三大都市圏平均 { 0.78 0.90 }</p>	<p>現行の対象団体 ← 0.63 → 新たに対象となる団体 (159団体) ← 0.74 →</p>

※1：本社機能とは、経営意思決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務統括(研究開発、国際事業等)をいい、工場や当該地域の営業所等は含まない。

※2：首都圏整備法の「既成市街地」及び「近郊整備地帯」、近畿圏整備法の「既成都市区域」、中部圏整備法の「都市整備区域の一部」